

新潟県燃料油価格高騰等対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況にある公共交通事業者等が、燃料費高騰により更なる経営困難に直面していることに鑑み、バス事業者、タクシー事業者、運転代行業者、一般貨物自動車運送事業者の安全安心な運行及び輸送の維持、確保を図るため、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) バス事業者

ア 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。

イ 貸切バス事業者 法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(3) 運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業を行う者をいう。

(4) 一般貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（霊きゅう限定及びタクシー事業者による食料・飲食に係る貨物自動車運送事業を除く）を行う者をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、第2条の各号に規定する事業を行う者のうち、次の全てを満たす者とする。

(1) 県内に本社を持つバス事業者、タクシー事業者、運転代行業者、一般貨物自動車運送事業者であること（個人事業主においては住所を置く者）。

ただし、貸切バス事業者、一般貨物自動車運送事業者は併せて別表1の要件を満たす者とする。

- (2) 交付申請日時点において事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 支援金に係る県の検査や報告に協力すること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者。

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者。

キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

（交付対象車両及び支援金の額）

第4条 支援金の対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）の要件及び支援金の額は、別表2に掲げるとおりとする。

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、知事が指定する日までに以下の関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書兼実績報告書（事業に応じて様式第1-1号から様式1-4号まで）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 申請車両数内訳書（様式第3号）
- (4) 交付対象車両の車検証の写し等申請車両が確認できる書類（新潟県バス協会会員及び新潟県トラック協会会員を除く）
- (5) 「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」（令和4年2月16日付け国土交通省自動車局旅客課長事務連絡及び

令和4年6月7日付け国土交通省自動車局旅客課長事務連絡)に基づく休車を行った場合、当該休車リストの写し(該当がある場合)

- (6) 振込口座が分かる通帳等の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

(支援金の交付決定及び額の確定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、様式第4号により交付対象者に通知するものとする。

(支援金の支払い)

第7条 知事は、前条による支援金の交付決定及び額の確定を行った場合は、交付対象者に支援金を支払うものとする。

(支援金の返還等)

第8条 知事は、交付対象者が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたと認められる場合には、交付決定を取り消し、様式第5号により通知するものとする。

- 2 支援金の交付を受けた交付対象者は、前項の規定による取消しを受けたときは、速やかに支援金を返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第9条 支援金の交付対象者は、第6条の申請書及び添付書類の原本を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月9日から施行する。

別表 1

種目	交付対象事業者
貸切バス事業者	次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸切事業において令和 4 年度営業損益の見込みが令和 3 年度営業損益の実績を下回る者 ・ 貸切事業において令和 4 年度営業収益の見込みが営業費用の見込みを下回る者
一般貨物自動車 運送事業者	次のイかつ、ロまたはハのいずれかに該当する者 イ 中小企業・小規模事業者（資本金 3 億円以下又は常時使用する従業員が 300 人以下のいずれかを満たす会社・個人）であること。 ロ 一般貨物自動車運送事業において令和 4 年度営業損益の見込みが令和 3 年度営業損益の実績を下回る者 ハ 一般貨物自動車運送事業において令和 4 年度営業収益の見込みが営業費用の見込みを下回る者

別表 2

種目		交付対象車両	支援金の額
バス 事業者	路線バス 事業者	次のすべての要件に該当する車両 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年 8 月 1 日時点で運輸支局に一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出がされており、かつ交付申請時点で運行を継続する車両（「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」による休車中の車両を除く。） ・ 交付申請時点で令和 4 年度における新潟県バス運行対策費補助金交付要綱に係る路線維持費補助金又は新潟県生活交通確保対策補助金交付要綱に係る運行費補助金の補助を受ける見込みの運行系統で使用されている車両 	1 台当たり 上限 10 万円

	貸切バス事業者	令和4年8月1日時点で運輸支局に一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出がされており、かつ交付申請時点で運行を継続する車両（「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」による休車中の車両を除く。）	1台当たり 上限1万円
タクシー事業者		令和4年8月1日時点で運輸支局に一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出がされており、かつ交付申請時点で運行を継続する車両（「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」による休車中の車両を除く。）	1台当たり 上限3万円
運転代行業者		令和4年8月1日現在で新潟県公安委員会に随伴用自動車として届出がされており、かつ交付申請時点で運行を継続する車両	1台当たり 上限1万5千円
一般貨物自動車運送事業者		次のイかつ、ロからニまでのいずれかに該当する車両 イ 令和4年8月1日時点で運輸支局に一般貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出がされている車両、かつ交付申請時点で運行を継続する車両 ロ 貨物普通自動車 ハ 貨物小型自動車 ニ 特種自動車	1台当たり 上限1万9千円